

商品概要説明書
スーパー定期貯金<単利型>

(2019年4月1日現在)

募集期間	・2019年4月1日(月)～2019年6月28日(金)
商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> 年金受給者専用定期貯金【あんしん】(単利型)
ご利用いただける方	・個人で公的年金等の受取を当JA口座でされている方、または公的年金等の受取開始日までが1年以内で受取口座に当JA口座をご指定いただける方。
期 間	・1年
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度額	・一括預入 ・10万円以上 ・1万円単位 ・お一人様700万円まで (ご契約中の全ての定期貯金【あんしん】を通算します。) ・ご契約店舗はお一人様一店舗に限らせていただきます。
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	・年0.25%(税引後 年0.199%)の利率を満期日まで適用します。 税引後利率は下4桁以降を切り捨てて表示しています。実際に受取られる金額とは異なる場合があります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%, 地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。
手数料	—
満期時の取扱い方法	・非自動継続
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
ご契約記念品	・無し
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じて以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% <u>ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</u>
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JAリスク統括本部（電話：078-981-8769）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。）
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は普通貯金利率により計算します。 ・募集期間の途中であっても経済情勢の変動により取扱内容を変更または終了する場合があります。 ・定期貯金【あんしん】の預入期間中は、継続して当JAで年金をお受け取りいただくことが条件となります。

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

JA 兵庫六甲

商品概要説明書
スーパー定期貯金<複利型>

(2019年4月1日現在)

募集期間	・2019年4月1日(月)～2019年6月28日(金)												
商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<複利型> 年金受給者専用定期貯金【あんしん】(複利型)												
ご利用いただける方	・個人で公的年金等の受取を当JA口座でされている方、または公的年金等の受取開始日までが1年以内で受取口座に当JA口座をご指定いただける方。												
期 間	・3年												
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入限度額	・一括預入 ・1契約10万円以上 ・1万円単位 ・お一人様700万円まで (ご契約中の全ての定期貯金【あんしん】を通算します) ・ご契約店舗はお一人様一店舗に限らせていただきます。												
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。												
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	・年0.20%(税引後 年0.159%)の利率を満期日まで適用します。 税引後利率は下4桁以降を切り捨てて表示しています。実際に受取られる金額とは異なる場合があります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%(国税15.315%, 地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。												
手数料	—												
満期時の取扱い方法	・非自動継続												
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。												
ご契約記念品	・無し												
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×20%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×30%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×40%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×50%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×70%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率												
② 6か月以上1年未満	約定利率×20%												
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×30%												
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×40%												
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×50%												
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×70%												
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。												

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JAリスク統括本部（電話：078-981-8769）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。）
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は普通貯金利率により計算します。 ・ 募集期間の途中であっても経済情勢の変動により取扱内容を変更または終了する場合があります。 ・ 定期貯金【あんしん】の預入期間中は、継続して当JAで年金をお受け取りいただくことが条件となります。

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

JA兵庫六甲

商品概要説明書
定期積金<定額式>

(2019年4月1日現在)

募集期間	・2019年4月1日(月)～2019年6月28日(金)
商品名 (愛称)	・定期積金<定額式> 年金受給者専用定期積金【あんしん】
ご利用いただける方	・個人で公的年金等の受取を当JA口座でされている方、または公的年金等の受取開始日までの期間が1年以内で受取口座に当JA口座をご指定いただける方。
期 間	・1年以上7年以内
払 込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位 (4) 契約限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・払込周期は1か月、2か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり1,000円以上 ・1,000円 ・お一人様120万円まで(ご契約中の全ての定期積金【あんしん】を含みます) ・ご契約店舗はお一人様一店舗に限らせていただきます。
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・年0.40%(税引後 年0.318%)の利回りを満期日まで適用します。税引後利回りは下4桁以降を切り捨てて表示しています。実際に受取られる金額とは異なる場合があります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%(国税15.315%, 地方税5%)※の分離課税となります。※2037年12月31日まで復興特別所得税が付加されています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期積金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
ご契約記念品	・無し
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定年利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JAリスク統括本部(電話:078-981-8769)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。）
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・募集期間の途中であっても経済情勢の変動により取扱内容を変更または終了する場合があります。 ・前納積立のお取扱いはいたしかねます。 ・定期積金【あんしん】の契約期間中は、継続して当JAで年金をお受け取りいただくことが条件となります。

詳しくは窓口またはくらしの相談員にお問い合わせください。

JA 兵庫六甲